

平成29年11月20日
福島河川国道事務所

早めに冬タイヤ装着を呼びかける啓発活動を実施します ～東北中央自動車道の大滝チェーン着脱場において～

福島河川国道事務所では、冬タイヤの未装着によるスリップ事故等を防止するため、11月22日（水）10時より東北中央自動車道大滝チェーン着脱場で早めに冬タイヤ装着を呼びかける啓発活動を実施します。

11月4日に開通した東北中央自動車道（福島大笹生IC～米沢北IC）における冬タイヤの未装着によるスリップ事故等を防止するため、警察やネクスコ、JAFとともに早めに冬タイヤ装着を呼びかける啓発活動を初めて大滝チェーン着脱場で実施します。

併せて、金属製チェーンによる事故防止のために栗子トンネル内では金属製チェーンの取り外しと、福島大笹生IC～米沢八幡原IC間の危険物積載車両の通行規制若しくは制限に関する周知活動を実施します。

【日時】 平成29年11月22日（水） 10:00～10:30

【場所】 東北中央自動車道 大滝チェーン着脱場（下り）

【参加団体】 国土交通省 福島河川国道事務所
福島県警察本部 高速道路交通警察隊
東日本高速道路（株）東北支社 福島管理事務所
一般社団法人 日本自動車連盟 福島支部

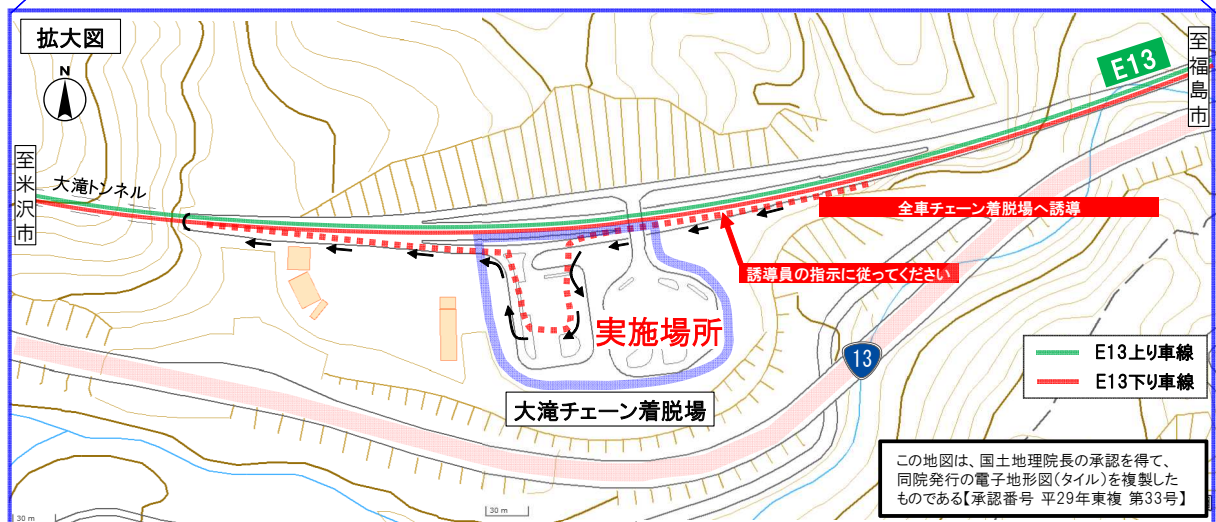
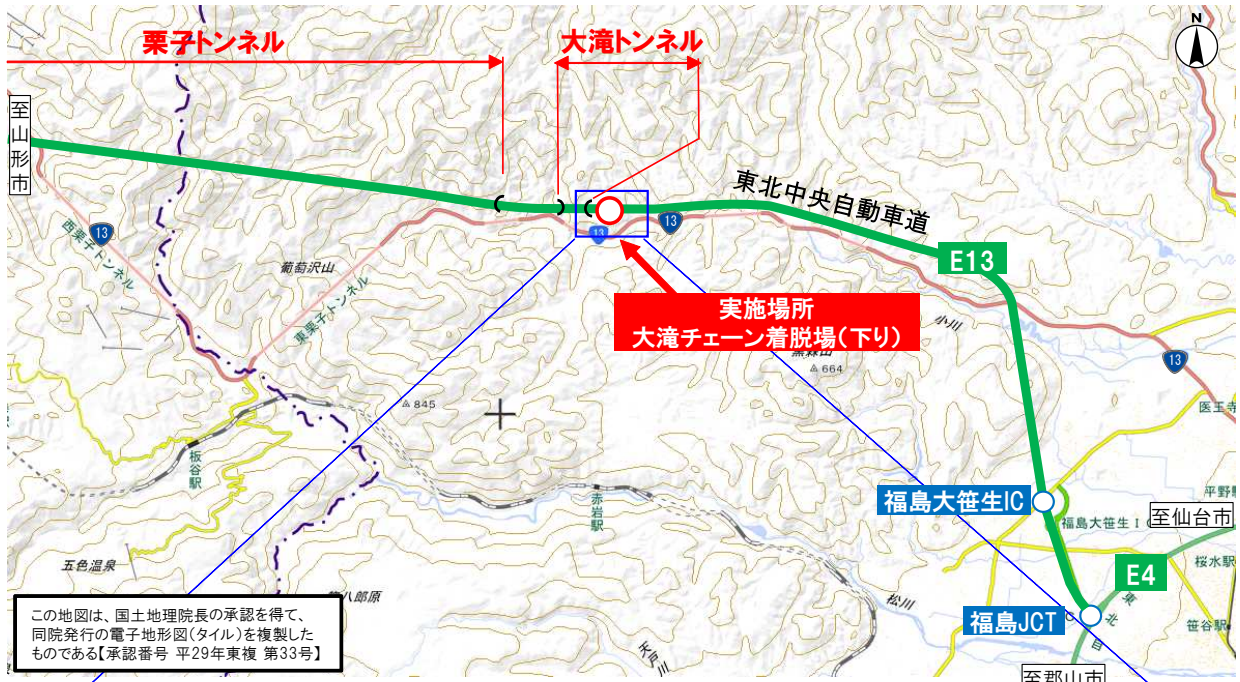
【配布物】 別紙参照

※天候等の事情により中止になる場合があります。
発表記者會（福島県政記者クラブ、福島市政記者クラブ）

【問合せ先】

国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所		
道路副所長	佐野 智樹	TEL 024-546-4331（代表）（内線205）
道路管理課長	坂下 尚克	TEL 024-546-4331（代表）（内線431）

【案内図(大滝チェーン着脱場)】



取材時の注意事項

- ・大滝チェーン着脱場には東北中央自動車道の本線からお入りください。
- ・帰りは大滝チェーン着脱場から国道13号へ退出できるようにいたします。
- ・取材は事故防止のため担当者の指示に従いますようお願いいたします。
- ・大滝チェーン着脱場にトイレはありません。

冬タイヤの早期装着を!

大型車はチェーンの携行も!



**交通
違反**

福島県は雪国です。



未装着の場合は福島県道路交通規則により違反となります。
反則金:大型7千円 / 普通車6千円 / 二輪6千円

郡山・白河・会津

国道4号・49号の冬みち情報はこちらから

パソコンから
<http://www.thr.mlit.go.jp/koriyama/>
郡山国道

ケータイから
<http://keitai.thr.mlit.go.jp/koriyama/>
無料メール通知サービス受付中!



郡山国道事務所

県北地域

国道4号・13号の冬みち情報はこちらから

パソコンから
<http://www.thr.mlit.go.jp/fukushima/>
福島河川国道

ケータイから
<http://keitai.thr.mlit.go.jp/fukushima/>



福島河川国道事務所

いわき・相双地域

国道49号・6号の冬みち情報はこちらから

パソコンから
<http://www.thr.mlit.go.jp/iwaki/>
磐城国道

ケータイから
<http://keitai.thr.mlit.go.jp/iwaki/>



磐城国道事務所

福島県警察本部 TEL.024-522-2151

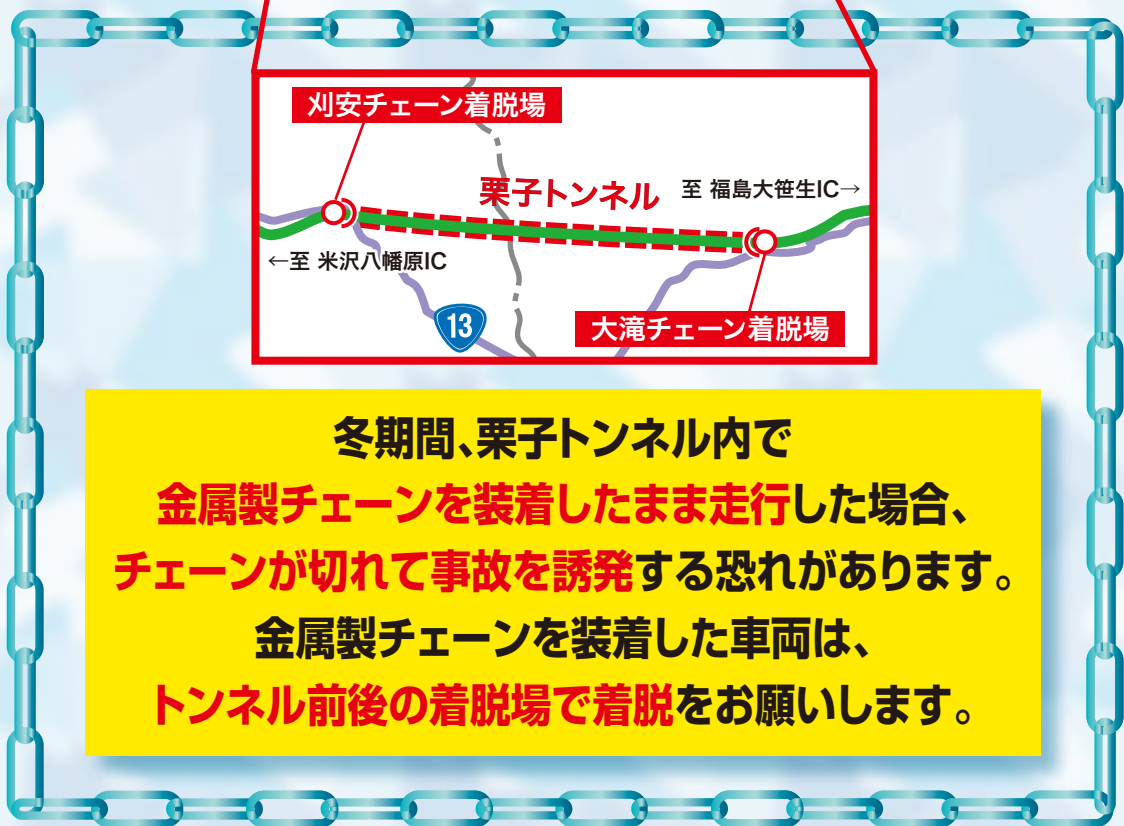
国土交通省東北地方整備局
郡山国道事務所 TEL.024-946-0333

国土交通省東北地方整備局
福島河川国道事務所 TEL.024-546-4331

国土交通省東北地方整備局
磐城国道事務所 TEL.0246-23-2211

栗子トンネル内は金属製チェーンでの通行禁止!!

トンネル前後のチェーン着脱場で着脱してください



冬期間、栗子トンネル内で
金属製チェーンを装着したまま走行した場合、
チェーンが切れて事故を誘発する恐れがあります。
金属製チェーンを装着した車両は、
トンネル前後の着脱場で着脱をお願いします。

積雪、凍結路では、走行速度に注意し、車間距離をとり、急制動、急旋回を避け、安全運転に心がけてください。

**危険物
積載車両**を
運転されるみなさまへ



東北中央自動車道

ふくしま おお ざ そら よね ざわ はち まん ばら

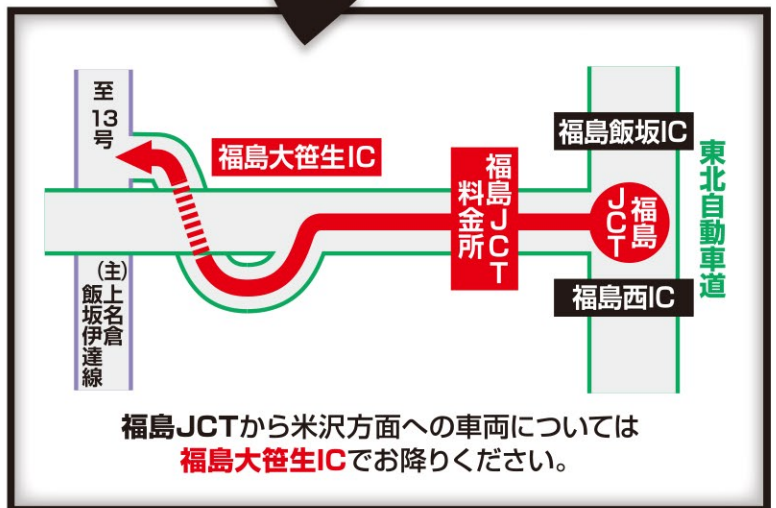
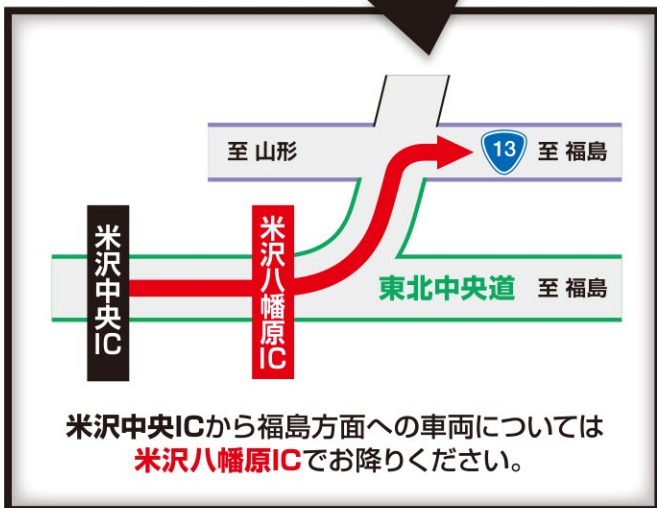
福島大笹生IC～米沢八幡原IC間では

(平成29年11月4日開通)

**危険物積載車両の通行が
禁止または制限されます**

当該区間は国道13号をご通行ください

【危険物積載車両の通行を禁止または制限を実施している区間（規制区間）】



※道路法第46条第3項の規定に基づき、当該トンネルの構造を保全し、交通の危険を防止するため、危険物を積載する車両の通行を禁止し又は制限するものです。

通行禁止の対象になっている危険物に関する要件詳細は
福島河川国道事務所ホームページをご覧ください。



<http://www.thr.mlit.go.jp/fukushima/>

お問い合わせ先

国土交通省
東北地方整備局

福島河川国道事務所
山形河川国道事務所

道路管理課
道路管理第一課

TEL 024-539-6130
TEL 023-688-8943